1　二百二十一億四千五百万円（二二、一四五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ2）（以下「プログラム」という。）を支援するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・四パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、プログラムの実施を支援するためにインドの権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。

4　(1)　インド政府は、タミル・ナド州政府が、タミル・ナド州政府の名義で開設される関連する州政府の勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドの通貨で振り替えるようにすることを確保するための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タミル・ナド州政府の予算に編入され、プログラムを実施するためにタミル・ナド州政府が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　インド政府は、借款が適正に、かつ、専ら3及び4に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びプログラムに関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十一日にニューデリーで

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年三月三十一日にニューデリーで

インド財務省
経済局局長　Ｓ・セルヴァクマール

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下

○厚生労働省告示第百八十四号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

平成二十九年度	年〇・〇一パーセント

○厚生労働省告示第百八十五号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第二項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率（平成二十六年厚生労働省告示第二百十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年四月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

表に次のように加える。

平成二十九年度	年〇・〇一パーセント

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年四月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都八王子市上川町三九、西多摩郡檜原村字数馬六九七〇の一から六九七〇の三まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都青梅市御岳二丁目四一七、四二二の一、四二二の二、四二四のイ、五八五のイ、五九四の一、成木七丁目一六七八、あきる野市養沢字養沢二〇一、二〇二、二一四、二一五、西多摩郡檜原村字人里六五八三のイ、六五八三の口、六五八三の八、六五八四、字本宿五六六六のイ、五六六七、字倉掛九三四三の八、字数馬七〇六四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

御岳二丁目四一七・四二二の一・四二二の二・四二四のイ（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、成木七丁目一六七八、字人里六五八三のイ・字倉掛九三四三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字数馬七〇六四